

広島県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十六年四月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次庄原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市三良坂町長田字烏ヶ峠五六六番一地先から 三次市三良坂町三良坂字国光一六九八番一地先まで	新	旧	〇 〽 一八・〇〇	八一・〇〇	拡幅
	新	旧	〇 〽 四七・〇〇	二三二・〇〇	
三次市三良坂町三良坂字国光一七〇四番一地先から 三次市三良坂町三良坂字反一七〇九番一地先まで	新	旧	〇 〽 一八・〇〇	八一・〇〇	拡幅
	新	旧	〇 〽 一三・〇〇	二三二・〇〇	